

マスターコース「経営革新のコンサルティング・アプローチ」受講規定

1. 申し込み

(1) 当マスターコースへの申込みは、当マスターコースホームページにおける受講申込みフォームの送信、あるいは、当マスターコースが規定する申込書を送付した時点で行われたものとしします。

(2) 当マスターコースの申込みにあたっては、氏名、住所、メールアドレス、緊急時連絡先（電話番号）、受講料支払い形態を記載するものとしします。

2. 個人情報の扱い

当マスターコースは、申込時に提供された情報を適正に管理し、当マスターコースの運用以外の目的に使用しません。

3. 欠席時の扱い

当マスターコースを欠席した場合、当マスターコースは講義資料を申込時のメールアドレスに送信、または、住所に郵送します。

4. 受講料の支払い

(1) 受講料は全 12 回 計 96,000 円(消費税込み) です。

(2) 受講料は当マスターコース指定の口座に支払期限までに振り込んで頂きます。

振込手数料は申込者の負担とします。

受講料支払い期限：7 月 31 日

振込口座：別途連絡致します。

(3) 受講料は事前申請により分割して支払うことができるものとし、その場合の支払額、支払い期限は以下の通りとします。

1 回目支払い額：48,000 円 支払い期限：7 月 31 日

2 回目支払い額：48,000 円 支払い期限：12 月 31 日

(4) 分割の 2 回目支払い前に受講継続を中止された場合でも、残額をお支払い頂きます。

(5) 支払い期限までに受講料が支払われなかった場合は、受講をお断りする場合があります。

5. 受講の中止

(1) 当マスターコース申込後のキャンセルは受付できません。ただし、長期入院・転勤・海外赴任等、その他当マスターコースが相当の理由があると認める場合は、受講生は以下の措置のうちいずれかを選択できるものとしします。

①受講継続不可となった回数相当の受講料の払い戻しを受ける。なお、払い戻し金額は以

下のとおり算定するものとします。

払い戻し金額＝96,000円÷12回×受講不可となった講義回数－振込手数料

(1円未満の端数は切り捨てるものとします)

この場合、受講不可となった講義資料はお渡しできません。

②次年度以降に受講不可となった講義を受講する。この場合、受講料の払い戻しは行いません。

6. 受講の休止

受講の休止を希望する場合は、受講を休止できるものとします。休止後も講義資料を申込み時のメールアドレスに送信、または、住所に郵送致しますが、受講料の払い戻しは行いません。

7. 期中からの受講

当マスターコースの講義期間は原則6月から翌年5月までとします。講義期間の途中から申し込んだ場合においても受講できるのは翌年5月までとします。ただし、第2回の講義以降に申込みをした場合は、次年度において受講料の追加支払いなしで受講開始した講義の1回前の講義まで受講ができるものとします。

8. 修了

(1) 当マスターコースは、最初の受講から12回の講義が終了した時点で、出席率が6割以上の受講生に対して修了証を授与します。

(2) 当マスターコースは、(1)の出席率が6割未満の受講生に対して、修了相当の水準に達したと判断した場合は、修了証を授与することがあります。

9. 非常時の扱い

(1) 天変地異の発生や感染症の蔓延等のやむを得ない事由によりマスターコースの講義を開催できない場合は、講義を中止することがあります。この場合、受講料の払い戻しは行わないものとします。なお、代替日が設定できる場合は代替日を設定し実施できなかった回の講義を行うものとします。代替日は当マスターコースにて設定できるものとします。

(2) 天変地異の発生、感染症の蔓延、悪天候等のやむを得ない事由により集合形式の講義が開催できない場合、全面的にオンラインでの講義を実施する場合があります。

(3) 天候等の事由により交通機関等が利用できず、マスターコースの講義に参加できない場合であっても受講料の払い戻しは行いません。オンラインの通信環境の不具合についても同様の取扱いとします。

10. 受講に関する連絡方法

原則、登録頂いたメールアドレス宛に事務局よりご案内します。

11. マスターコース会場および開催方式

(1) 当マスターコースは、原則、中央支部事務所にて開催しますが、運営の都合により会場が変わる場合があります。変更する場合は事前に事務局よりご案内します。

(2) 当マスターコースは、基本的に会場における集合形式とオンライン形式を併用して行います。

12. 講義資料の取り扱い

(1) 当マスターコースが提供する教材に関する著作権、その他知的財産権は当マスターコースまたは権利者に帰属しており、受講者が学習する目的以外に使用及び複製することはできません。

(2) 当マスターコース教材の複製物を第三者に販売、贈与及び貸与（有償、無償問わず）することはできません。

13. 協議事項

本規定に定めのない事項および規定の解釈に疑義が生じた場合は、本マスターコースは信義・誠実の原則に従い、受講者と協議・対応します。

14. 施行日

2023年2月11日（第3版）

以上